

○環境影響評価に関する条例（平成 9 年 3 月 27 日条例第 6 号）別表第 2 に掲げる特別地域

---

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定により設定された鳥獣保護区
- 2 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林の区域
- 3 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園又は同条第 2 項の規定により指定された国定公園の区域
- 4 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年法律第 103 号）第 6 条第 1 項の規定により定められた同条第 2 項に規定する近郊緑地特別保全地区
- 5 都市計画法第 7 条第 1 項の規定により定められた市街化調整区域及び同法第 8 条第 1 項の規定により定められた同項第 7 号に規定する風致地区
- 6 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項の規定により市町が定めた農業振興地域整備計画において定められた同条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域
- 7 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域
- 8 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定により定められた特別緑地保全地区
- 9 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 36 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区
- 10 兵庫県立自然公園条例（昭和 38 年兵庫県条例第 80 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された自然公園の区域
- 11 環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）第 89 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域、同条例第 95 条第 1 項の規定により指定された環境緑地保全地域、同条例第 100 条第 1 項の規定により指定された自然海浜保全地区及び同条例第 104 条第 1 項の規定により指定された指定野生動植物種保存地域
- 12 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成 6 年兵庫県条例第 16 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された緑豊かな環境形成地域（同条例第 9 条第 1 項第 1 号に掲げる区域に限る。）